

令和7年度 大学等進学に係る主な奨学金等のご案内

<令和7年3月現在>

※本案内は、令和7年3月時点の制度を記載したものであり、予算審議の状況等により変更となる可能性があります。

※制度は、資料作成時における内容であり、随時、改定される場合があります。最新の状況については、必ず各実施機関のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。



目次

1 大学等進学に係る奨学金	1
(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金	1
(2) 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免	2
(3) 鳥取県医師確保奨学金(各種)	3
(4) 看護職員修学資金等	4
(5) 理学療法士等修学資金	5
(6) 介護福祉士修学資金等	5
(7) 鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援金	7
(8) 生活福祉資金貸付制度(教育支援費、就学支度費)	7
(9) 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)	8
(10) 保育士修学資金貸付制度	9
(11) 鳥取県育英奨学資金	10
(12) その他の奨学金	10
2 鳥取県が実施する奨学金の返還支援助成	11
(1) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	11
(2) 鳥取県公立学校教員奨学金返済支援	12
3 鳥取県内の市町村が実施する奨学金の返還支援制度	13
4 大学等進学資金助成金	17
5 日本政策金融公庫「国の教育ローン」	17
鳥取県学生寮のお知らせ	18

1 大学等進学に係る奨学金

(1)独立行政法人日本学生支援機構奨学金

①第一種奨学金〔無利息〕の貸与月額(予定)

区 分		選択可能な金額
大 学	国公立(自宅通学)	2万円、3万円、4万5千円から選択
	国公立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択
	私立(自宅通学)	2万円、3万円、4万円、5万4千円から選択
	私立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万円、6万4千円から選択
短 大 専修(専門)	国公立(自宅通学)	2万円、3万円、4万5千円から選択
	国公立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択
	私立(自宅通学)	2万円、3万円、4万円、5万3千円から選択
	私立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万円、6万円から選択
大学院	修士・博士前期課程、専門 職大学院	5万円、8万8千円から選択
	博士・博士後期課程、 博士医・歯・薬・獣医学課 程(6年制学部卒)	8万円、12万2千円から選択

返還期間:概ね9年～18年(貸与総額により異なります)

②第二種奨学金〔利息付〕の貸与月額(予定)

区 分	貸与月額(自由選択)
大学・短大・高専<4・5年>専修<専門>	2万円～12万円の範囲内で、1万円刻みで設定
私立大学 医・歯学部課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学部課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

返還期間:概ね13年～20年(貸与総額により異なります)

③入学時特別増額貸与奨学金〔有利子〕

1年次の入学する月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の基本月額に次の額を増額して貸与を受けることができる。(入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできない)

貸与額は、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択

④募集時期:在学(出身)の高等学校等又は在学の大学等にお問い合わせください。

⑤給付奨学金

一般の課程(通信教育以外の課程)の給付金額(月額)

区分		第Ⅰ区分 非課税世帯:満額	第Ⅱ区分 準ずる世帯:2/3	第Ⅲ区分 準ずる世帯:1/3	第Ⅳ区分 多子世帯:1/4
大 学 短 大 専修<専門>	国公立(自 宅通学)	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)	7,300円 (8,400円)
	国公立(自 宅外通学)	66,700円	44,500円	22,300円	16,700円
	私立(自宅 通学)	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)	9,600円 (10,700円)
	私立(自宅 外通学)	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円

生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

通信教育課程の給付金額(年額)

区分		第Ⅰ区分 非課税世帯:満額	第Ⅱ区分 準ずる世帯:2/3	第Ⅲ区分 準ずる世帯:1/3	第Ⅳ区分 多子世帯:1/4
通信	国公立・私立/ 自宅・自宅外共 通	51,000円	34,000円	17,000円	12,800円

(2)高等教育の修学支援新制度による授業料等減免

独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者は、授業料等減免の対象となります。

① 住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の学生等の授業料等減免の上限額(年額)

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短 大	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
専修<専門>	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

夜間制や通信課程は異なります。

② 住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分)の学生等の授業料等減免の上限額(年額)

第Ⅱ区分は住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の学生に対する減免額の3分の2の額、第Ⅲ区分は3分の1の額が減免になります。

ただし、もとの授業料等が第Ⅰ区分の減免上限額未満である場合は、上記の表にある減免上限額に対する2/3と1/3の額とはなりません。

例)私立大学の授業料減免の上限額は70万円であるところ、A私立大学の授業料が60万円であった場合、3分の2の支援区分の者の減免額は40万円(60万円×2/3)、3分の1の支援区分の者の減免額は20万円(60万円×1/3)となります。

③ 私立理工農系学部の学生等(第Ⅳ区分)の授業料等減免の上限額

私立理工農系の学部等に通う学生等に対しては、文系との授業料差額が減免になります。

④ 多子世帯の学生の授業料等減免の上限額

子どもを3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額(第Ⅰ区分の上限額)まで大学等の授業料・入学金が減免になります。

問合せ先:在学(出身)の高等学校等又は在学の大学等

(3) 鳥取県医師確保奨学金(各種)

① 申請資格等

奨学金の種類	医師養成確保奨学金			緊急医師確保対策奨学金	臨時特例医師確保対策奨学金
	一般貸付枠	編入枠	地域枠		
申請資格	○県内外の大学医学部医学科在学生 ・鳥取大学の場合、出身地・卒業高校の所在地を問わない。 ・県外大学の場合、県内高校卒業者に限る。 ・学校法人自治医科大学の場合、令和5年度以降の鳥取県枠入学者に限る。	○大学等卒業(見込)者で、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、兵庫県の高校卒業者または、父母のいずれかの現住所が鳥取県である者	○県内高校卒業者(2浪まで)で、鳥取大学医学部学校推薦型選抜Ⅱ(地域枠)入学者	○県内高校卒業者・県に縁のある者(2浪まで)で、鳥取大学医学部学校推薦型選抜Ⅱ(特別養成枠)入学者	○鳥取大学医学部一般選抜前期日程(地域枠・鳥取県)入学者
貸付月額	100,000円	120,000円	120,000円	150,000円	150,000円
返還免除の要件	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間に3年を加算した期間(最長9年)以内に、知事の指定する県内医療機関(一般貸付枠の自治医科大学卒業医師にあつては、知事が勤務を命ずる県内医療機関)に、貸付期間の1.5倍の期間(最長6年)勤務		医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間(9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間(6年)勤務	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間(9年)勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修開始後、貸付期間の2倍の期間(12年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(9年)勤務。かつ、この9年間のうち知事の指定した区域において4年間(臨床研修期間を除く)勤務。
申請先: 申請時期	県:4～5月(入学後)	県:3～4月(入学前後)	鳥取大学:12月(入学前)	県:11月(入学前)	鳥取大学:1月(入学前)

②その他の貸与資格 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

③貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで(最大72月分)
(医師養成確保奨学金(一般貸付枠)は、奨学金申請年度の4月から大学を卒業する日の属する月まで)

④貸付利率 無利子

⑤返還方法 上記返還免除の要件に該当しない場合は、返還決定から1月以内に貸付金の全額を一括返還。

問合せ先: 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7195)

(4)看護職員修学資金等

【修学資金】

- ①申請資格 ・看護職員養成施設に在学している者又は看護職員の免許を取得後大学院の修士課程に在学している者
・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者
- ②貸付月額

区 分	貸 与 額			
保健師・助産師・看護師養成所、看護系短期大学	自治体立等	32,000円	民間立	36,000円
准看護師養成所	自治体立等	15,000円	民間立	21,000円
看護系大学	自治体立等	48,000円	民間立	61,000円
看護系大学院修士課程	国内	83,000円	国外	200,000円

※「自治体立等」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間(各養成施設の正規の修業年数が上限)
- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ(例:3年間貸付を受けた場合は3年間で返還)
- ⑥返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き5年間看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院(精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。)	半額免除
上記以外の施設 (例)200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)
- ⑧申請書の配布 令和7年度新規申請からオンライン申請となります。詳細はホームページをご確認ください。※「鳥取県看護職員修学資金」で検索

【奨学金】

- ①申請資格 ・国立大学法人鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する者で、地域枠推薦入学又は鳥取県看護職員養成枠入学により入学し、在学している者
・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者
- ②貸付月額 60,000円
- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 4年間
- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ(4年間で返還)
- ⑥返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き6年間常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、奨学金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院(精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。)	半額免除
上記以外の施設 (例)200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦募集時期 鳥取大学入学試験の出願時

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7190)

(5) 理学療法士等修学資金

- ①申請資格 ・養成施設等(大学・短期大学・高等専門学校等)に在学している者。
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者。

②貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	32,000円
その他の養成所等(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子
④貸付期間 養成施設等に在学する期間
⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ (例:4年間貸付を受けた場合は4年間で返還)
⑥返還の免除

卒業後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間(例:4年間貸付の場合6年間)従事された場合は修学資金の返還が免除されます。

- ⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7173)

(6) 介護福祉士修学資金等

①申請資格

【介護福祉士修学資金貸付事業】

- ・介護福祉士の養成施設等に進学予定又は在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

【社会福祉士修学資金貸付事業】

- ・社会福祉士の短期養成施設又は一般養成施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において社会福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

- ・介護福祉士実務者研修施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。
- ・本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度の3月31日において、介護職員等の在職期間が1095日以上かつ従事日数が540日に到達しているもしくは到達見込であること。
- ・本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度に実施される、介護福祉士国家試験を受験しようとする者であること。

②貸付月額

【介護福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円以内(留年年度を除き、毎月送金)
入学準備金	20万円以内(入学年度の初回送金時1回限り)
就職準備金	20万円以内(卒業年度の最終回送金時1回限り)
国家試験受験対策費	4万円以内(卒業年度の7月送金時1回限り)

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

【社会福祉士修学資金貸付事業】

修学資金（月額）	5万円以内（留年年度を除き、毎月送金）
入学準備金	20万円以内（入学年度の初回送金時1回限り）
就職準備金	20万円以内（卒業年度の最終回送金時1回限り）

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

貸付額 20万円以内

- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間
- ⑤返還方法 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業は、一括又は貸付を受けた期間の2倍の月数を上限とする月賦均等払方式による返還。
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業は、一括又は12カ月を上限とする月賦均等払方式による返還。
- ⑥返還の免除 下記の条件を満たした場合、返還金の免除を申請する権利を取得できる。（返還金の免除は鳥取県社協の指定する様式で申請が必要）

【介護福祉士修学資金貸付事業】

養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合

【社会福祉士修学資金貸付事業】

養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で社会福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き2年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合。

※要件の詳細は、問合せ先でご確認ください。

問合せ先：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（電話0857-59-6336）

(7) 鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援金

①制度概要 令和7年度に大学・短大・専門学校へ進学をめざす、県内のひとり親家庭又は児童養護施設・里親の世帯の高校生、高等専修学校生(以下「生徒」という。)を支援する。

②応募資格 下記(1)～(3)の全ての要件を満たしていること。

(1)進学者要件	当該年度3月末現在において、県内に在住する生徒であって、大学・短大・専門学校への進学を予定していること。
(2)世帯要件	次の各号の要件のいずれかに該当すること。 (ア)市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の生徒 (イ)児童養護施設に措置又は里親に委託された生徒
(3)その他	前各号に該当する生徒であって、学業成績が優秀で他の模範となる生徒。

③支援金の給付 1年間の給付対象者は10名を基本とする。
1人当たり10万円を給付する。

④応募時期 9月～12月下旬(予定)

⑤応募方法 必要な書類を整えて、在籍する高校又は高等専修学校に提出していただきます。

問合せ先: 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6344)

(8) 生活福祉資金貸付制度(教育支援費、就学支度費)

申請資格: 前年所得の1/12が生活保護費(基準額)の2倍未満の世帯。

(注) 他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けられないこと。

または、それらで不足を生じる等の事情があること。(必要性により判断)

(注) 世帯内で連帯借受人が必要。

①教育支援費

ア 貸付月額(予定)

区 分	貸付限度額
短大(専修学校専門課程含む)	60,000円以内
大学	65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。

イ 貸付期間 大学等の在学期間中

ウ 返還期間 据置期間経過後20年以内

エ 貸付利率 無利子

②就学支度費(入学時のみ)

ア 貸付額 500,000円以内

イ 返還期間 据置期間経過後20年以内

ウ 貸付利率 無利子

問合せ先: お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 又は
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6333)

(9)母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

申請資格 ・母子(父子)家庭(配偶者のない女子(男子)とその扶養されている児童(20歳未満)で構成されている家庭)の母(父)(県内に住所を有すること)または児童本人
・父母のない児童(20歳未満の者で、県内に住所を有すること)

(注)児童本人が借主となる場合は連帯保証人が必要。

①就学支度資金

ア 貸付額

区 分		貸付限度額	
短大・大学 専修(専門)学校	国公立	自宅 410,000円	自宅外 420,000円
	私 立	自宅 580,000円	自宅外 590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私 立	590,000円	

イ 返還期間 原則として5年以内

ウ 貸付利率 無利子

②修学資金

ア 貸付月額

区分		貸付限度額	
専修(専門)学校	国公立	自宅 67,500円	自宅外 78,000円
	私 立	自宅 89,000円	自宅外 126,500円
短 大	国公立	自宅 67,500円	自宅外 96,500円
	私 立	自宅 93,500円	自宅外 131,000円
大 学	国公立	自宅 71,000円	自宅外 108,500円
	私 立	自宅 108,500円	自宅外 146,000円
大 学 院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額を考慮して必要な額を、給付型奨学金及び高等教育の修学支援新制度による授業料の減免を受ける場合は、修学資金の貸付限度額から控除して貸し付けます。

イ 貸付期間 入学時から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで

ウ 返還期間 20年以内

エ 貸付利率 無利子

問合せ先

お住まいの地域の市町村役場

又は、鳥取県子ども家庭部家庭支援課 (電話0857-26-7869)

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 (電話0858-23-3126)

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 (電話0859-31-9308)

(10)保育士修学資金貸付制度

指定保育士養成施設において保育士の資格取得に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において保育士として働く意思のある優秀な学生に対し、修学に必要な資金の貸し付けを行います。

保育士修学資金貸付	
対象者	次の要件を全て満たし、かつ卒業後、鳥取県内の保育所等において保育士として業務に従事しようとする方が対象になります。 ① 申請日時点において、養成施設に在学する者 (県外の養成施設の場合、県内高校等を卒業した者) ② 養成施設から修学資金の貸付を受ける者として適格であるとして推薦されること。 ③ 学業優秀であること。 ④ 生計維持者の所得の状況が、日本学生支援機構貸与奨学金(第二種)の家計基準上限以下であること。 ⑤ 鳥取県及び他自治体等から類似の修学資金等の貸与を受けていない者であること。
貸付 上限額	最大 160 万円 (内訳) ・入学準備金 20 万円 ・修学資金 月額 5 万円 × 在学月数(最大 24 カ月) ・就職準備金 20 万円 ※高等教育の修学支援新制度や養成施設独自の特待制度等により入学金及び授業料等の減免が適用される場合、減免額を除いた自己負担額を貸付上限とする。
貸付期間	養成施設に在学する期間。ただし、奨学金は24月分を限度とする。
利息	無利子
返還方法	月賦均等払ほか
返還免除 要件	養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で3年以上保育士として児童の保護等に引き続き従事したとき。
募集時期	令和7年4月 ※養成施設入学後の募集です。

問合せ先: 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6336)

(11)鳥取県育英奨学資金(令和8年度進学者分 令和7年度進学者分は募集終了)

①貸与月額

区 分		貸与月額
国内の大学等に通学する場合	国立又は公立	45,000円
	私 立	54,000円
国外の大学等に通学する場合		基本額に、必要に応じて国外加算額を加算した額

- 1 この表において、「基本額」の金額は、月額 60,000 円、月額 90,000 円又は月額 120,000 円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択する金額とする。
- 2 この表において、「国外加算額」の金額は、大学等が設置されている国の地域の区分に応じて、月額 20,000 円、月額 40,000 円又は月額 80,000 円から教育委員会が別に指定する金額とする。

②貸与期間

入学した学校等の正規の修業年限の終了する月まで(ただし、国外大学は4年間が上限)

(例)大学＝4年、短大・専修学校＝2年、医学・歯学部等＝6年

③申請資格

- ・令和8年度に大学、短大、専修学校専門課程に新規に入学する者
- ・高校2年時の学業成績が3.0以上の者(ただし、国外大学を希望する場合は4.0以上の者)
- ・世帯の所得が基準額以下
- ・鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと
- ・鳥取県以外から鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと(教育委員会が別に定める奨学金を除く)

④貸付利率 無利子

⑤返還期間 貸与終了6月後から、20年以内

⑥返還猶予 進学、傷病、失業等の時は返還を猶予できる

⑦募集時期 令和7年7月～9月上旬(予定) ※高校3年生(既卒者含む)向けの予約募集です。

問合せ先:鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

(12)その他の奨学金

制度名	制 度 の 概 要	区分	問合せ先
あしなが育英会 奨学金	保護者の方が病気、災害、自死などで亡くなられたか(交通事故を除く)、重い後遺障害により働けず、教育費に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与を行う。 【月額】 大学、短期大学: 4万円又は5万円 専門学校: 4万円	貸与	(一財)あしなが育英会 (03-3221-0888)
交通遺児育英会 奨学金	保護者の方が道路上の交通事故で亡くなられたか、重い後遺障害により働けず経済的に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与(一部給付)を行う。 【月額】 4万円、5万円又は6万円から選択	貸与 + 給付	(公財)交通遺児育英会 (03-3556-0773)
長谷育英奨学会 奨学金	鳥取県内に住所を有し、学業に優れ向上心がありかつ経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行う。 【月額】 40,000円、55,000円、65,000円から選択 ただし、65,000円は私立大学の自宅外通学生に限る。	貸与	(公財)長谷育英奨学会 (0857-21-1588)
リンガーハット財団 奨学金	鳥取県内の大学(2年から4年)・大学院に在籍する学生及び鳥取県内の高等学校等を卒業し、他都道府県の大学(2年から4年)・大学院に在籍する学生5～10名程度に、奨学金を無償給付。 【月額】 2万円 (給付) *対象者は大学2年生以上。	給付	(公財)米濱・リンガーハット財団 (http://www.yonehama-rh-foundation.or.jp/)

※掲載しているのは、県が実施(関与)している全県を対象とした奨学金、利用者が多い奨学金であり、この他にも市町村独自の奨学金、大学等における奨学金、民間団体の実施する各種の奨学金があります。

2 鳥取県が実施する奨学金の返還支援助成

(1) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

鳥取県内に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成します。

※県内の対象業種に就職する前に、認定を受ける必要があります！

1 対象者〔次の(1)から(4)のいずれにも該当する方〕

- ① 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。(複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。)

ア (独)日本学生支援機構の無利子(I種)奨学金及び有利子(II種)奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ その他別に定める奨学金

- ② 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること

区分	在学する学校等	申請可能な学年等
ア 学 生	大学院の修士課程、大学、短期大学	1年生以上
	高等専門学校	4年生以上
	専門学校	1年生以上
	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校	1年生以上
イ 既卒者	上記の学校等を卒業している35歳未満で無職または非正規雇用の方か、もしくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する方。(鳥取県内で、正規雇用で働いたことがある場合は対象外。)	

- ③ 鳥取県内の次の特定業種又はその他業種への就業を希望する者であること。

(業種の区分は変更になることがあります。最新情報は HP からご確認ください)

《特定業種》

ア 製造業 イ 情報通信業(情報サービス業、インターネット付随サービス業)

ウ 薬剤師の職域 エ 建設業

オ 建設コンサルタント業 カ 旅館・ホテル業

キ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域 ク 農林水産業(農林水産業協同組合含む)

ケ 理容師・美容師の職域 コ 歯科技工士の職域

サ 獣医師の職域(公務員を除く) シ 自動車整備士の職域 ス 自動車小売業

セ 私立の中学校・高校の教員の職域

《その他業種》

上記特定業種以外の全業種(公務員として就職するものは除く)

- ④ 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

2 助成内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金、就職先業種に応じて返還額を助成します。

	特定業種	その他業種
助 成 率 及 び 限 度 額	ア) 無利子奨学金(助成金額: 貸与を受けている奨学金の返還総額(既卒者の場合は返還残額)の 1/2) ・上限額 大学院(学部 4 年+院 2 年)・薬学部(6 年) 216 万円、大学(学部 4 年) 144 万円、短大・高専・専門学校(2 年) 72 万円	ア) 無利子奨学金(助成金額: 貸与を受けている奨学金の返還総額(既卒者の場合は返還残額)の 1/4) ・上限額 大学院(学部 4 年+院 2 年)・薬学部(6 年) 108 万円、大学(学部 4 年) 72 万円、短大・高専・専門学校(2 年) 36 万円

	特定業種	その他業種
助成率 及 び 限度額	イ) 有利子奨学金(助成金額: 貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額(既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/4) ・上限額 大学院(学部4年+院2年)・薬学部(6年)108万円、大学(学部4年)72万円、短大・高専・専門学校(2年)36万円	イ) 有利子奨学金(助成金額: 貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額(既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/8) ・上限額 大学院(学部4年+院2年)・薬学部(6年)54万円、大学(学部4年)36万円、短大・高専・専門学校(2年)18万円

無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子の奨学金が優先されます。助成期間は、原則、鳥取県内の特定業種又はその他業種へ就職してから8年度間とします。対象業種外の転職や県外転居は助成対象外となり、助成金の返還を求める場合があります。

3 認定の要件

学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の特定業種又はその他業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

既卒者の場合、認定後に鳥取県内の特定業種又はその他業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。(勤務場所、定住要件は学生と同様)

既卒者の場合、県内企業に正規雇用で就業したことがある者は対象外。

4 その他

特定業種のサ(獣医師の職域)・シ(自動車整備士の職域)・ス(自動車小売業)・セ(私立の中学校・高校の教員の職域)及び、その他業種については、令和8年4月1日から就職する方が対象です。

問合せ先: 鳥取県輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課(電話0857-26-7648)

(2) 鳥取県公立学校教員奨学金返済支援

令和8年度に本県公立学校教員として採用された方を対象に奨学金返還額の一部を8年間にわたり助成します。

1 認定期間 令和8年度から令和16年度(助成開始は令和9年度)

2 対象者 令和8年度鳥取県公立学校教員採用者 10名

3 助成内容

区分	助成金額	助成金額の上限
無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <上限>144万円
有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <上限>72万円

4 助成方法

県内公立学校教員への採用、継続雇用を確認の上、支給決定額を8年に分けて対象者へ支給します。※支援対象者には原則、8年間の就業継続義務があります。

(自己都合により離職した場合には、一定の要件のもと助成金の返還を求めます。)

問合せ先: 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課(電話0857-29-7530)

3 鳥取県内の市町村が実施する奨学金の返還支援制度

(1) かつてない奨学金返還支援！倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金＜倉吉市＞

制度概要		問合せ先
対象者	市内の事業所に正社員として就職した35歳未満の移住就職者 ※本市出身者も転入の前90日間以上市外に住所を有していた場合、住民票を市外から市内へ移すことで対象	倉吉市しごと定住促進課 0858-22-8129
応募要件	助成金の交付を受けようとする移住就職者は、就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から90日以内に、交付認定申請書等を市に提出	
対象奨学金	日本学生支援機構、国、地方自治体、大学、民間企業が奨学を目的とする学資金、その他市長が認める奨学金	
助成金額	対象経費…奨学金の返還に要した経費(上限無し) 補助率…無利子奨学金 1/2、有利子奨学金 3/4 助成期間…8年間(支援開始後 5 年目以降は繰上げ償還にかかる支払額も対象) 対象業種…全業種(ただし、公務員、独立行政法人の職員・役員は助成対象外) その他…鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金との併用が可能 ホームページ: https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/keizai/shigoto/w113/	

(2) 若桜町大学等奨学資金返還支援助成金＜若桜町＞

制度概要		問合せ先
対象者	奨学資金の貸与が終了し、奨学資金を返還する者	若桜町教育委員会事務局 0858-82-2213
応募要件	若桜町に住民登録をし、かつ、居住し、就労している者 奨学資金の返還について、国、県その他公的機関から助成金等の支援を受けていない者	
対象奨学金	若桜町大学等奨学資金	
助成金額	申請年度の属する年度の返還実績の 1/2、上限 12 万円	

(3) おせっかい奨学パッケージ＜智頭町＞

制度概要		問合せ先
対象者	智頭町出身の高校生、大学生、短大生、専門学校生等	智頭町企画課 0858-75-4112
応募要件	智頭町出身で自宅から通うことのできない学校に通っていること	
対象奨学金	おせっかい奨学金	
助成金額	45,000 円／月(大学生等)、30,000 円／月(高校生)の奨学ローンを借入することが可能。利子は全額補助対象、元金は卒業後 10 年以内に U ターンした場合に補助対象となる。	

(4) 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金＜湯梨浜町＞

制度概要		問合せ先
対象者及び 応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けた者 二 湯梨浜町に定住することを希望する者	湯梨浜町教育総務課 0858-35-5362
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、湯梨浜町育英奨学資金、技能者育成資金融資制度、生活福祉資金貸	

	付制度(教育支援費)、母子・父子・寡婦福祉資金	
助成金額	無利子の場合⇒返還総額(在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/6 有利子の場合⇒返還総額((利子除く)在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/8	

(5) 琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金<<琴浦町>>

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付決定を受けた者	琴浦町商工観光課 0858-52-1713
応募要件	奨学金の貸与を受けており、返還の予定又は返還中の者 鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している 琴浦町に定住を目的に住所を有している	
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、琴浦町林原育英奨学金など	
助成金額	無利子の場合 貸与奨学金の総額×1/2(既卒者の場合は、返還残額×1/2)、助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 有利子の場合 貸与奨学金の総額(利子を除く)×1/4(既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4)、助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 ※記載は令和6年度時点のものになります。今後制度内容が変わる場合がございます。 ホームページ: https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2021032400031/	

(6) 伯耆町奨学金返還支援補助金<<伯耆町>>

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(以下、「県助成金」とする。)の交付決定を受けた者	伯耆町企画課 町づくり推進室 0859-68-3113
応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 ① 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第13条の規定による交付決定を受けた者 ② 伯耆町に住所を有する者 ③ 町税(伯耆町税条例(平成17年伯耆町条例第54号)第3条に規定する町税をいう。)を滞納していない者	
対象奨学金	(独)日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金 他	
助成金額	対象期間:原則8年間(就職2年目～9年目) 各年度の助成金額は、前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額とし、各年度の上限額は奨学金の返還残高に助成割合を乗じて助成対象期間で除した額とする。 無利子の場合⇒当該奨学金の返還残高×1/2、 (上限)当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 有利子の場合⇒当該奨学金の返還残高×1/4 (上限)当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 ホームページ:奨学金返還支援補助成事業 伯耆町公式ウェブサイト(houki-town.jp) (URL) https://www.houki-town.jp/new1/10/4/x973/	

(7) 日吉津村地元人材育成奨学金支援事業<<日吉津村>>

制度概要		問合せ先
対象者	日吉津村奨学資金を返還中の方	日吉津村教育委員会事務局 0859-27-5956
応募要件	申請時に村内に住所を有し、現に居住する方で、5年以上定住する意思がある方。(転勤等により一時的に住民登録した方でないこと)	
対象奨学金	日吉津村奨学資金	
助成金額	申請年度の返還額(10/10) 「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」受給の場合除いた額	

(8) 大山町奨学金返還支援補助金<<大山町>>

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付決定を受けた方	大山町まちづくり課 0859-54-5202
応募要件	以下すべてに該当すること ・前年度奨学金の返還がある ・鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している ・大山町に住んでいる	
対象奨学金	・(独)日本学生支援機構の奨学金 ・鳥取県育英奨学資金 ・上記要件に準じた奨学金	
助成金額	無利子の場合⇒返還総額(在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/2 有利子の場合⇒返還総額((利子除く)在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/4	

(9) 奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業<<江府町>>

制度概要		問合せ先
対象者及び 応募要件	次のいずれにも該当する者 (1)令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学金の貸与を受けて、その返還義務があること。 (2)江府町内に住民登録をし、継続して江府町内に在住していること。 (3)就業し、継続して勤務していること。(自営業を含む) (4)町税等の支払に対し、滞納がないこと。 (5)奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。 ただし、令和5年4月以降に町外から江府町に転入した者にあつては、転入時において返済中の奨学金を対象とすることができる。	江府町教育委員会事務局教育課 0859-75-2223
対象奨学金	独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、鳥取県育英奨学資金、その他町長が定める奨学金	
助成金額	申請年度の返還額(上限年30万円、最長120ヶ月)	

(10) 日南町人材育成奨学金《日南町》

制度概要		問合せ先
対象者	日南町人材育成奨学金の貸与を受けた者で、学校等を終了後、奨学資金貸与年数の2倍の年数、日南町内に住民登録の上、居住し就職(町外可)している者。	日南町教育委員会事務局 0859-82-1118
応募要件	①申請書に不備がないこと。②税及び料金等に滞納がないこと。	
対象奨学金	日南町人材育成奨学金	
助成金額	本奨学資金の返還を免除（1学年：年額100万円 2学年以降：年額60万円）	

4 大学等進学資金助成金

大学等への進学に必要な資金について、教育ローン等を借り入れた者の利息の一部について助成する。※基準となる利率は、国の教育ローン若しくは2%のいずれか低い方を上限。

対 象 者	算 定 基 準
大学、専修学校専門課程等(2年以上)	借入額は50万円を上限とする。
専修学校専門課程(2年未満)、専修学校一般課程及び各種学校(2年以上) 就職を断念し、急遽大学等への進学に進路変更した者	借入額は120万円を上限とする。
専修学校一般課程及び各種学校(2年未満)	借入額は60万円を上限とする。
県内予備校通学者	借入額は50万円を上限とする。

募集締切 令和7年5月7日(水)

提 出 先 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

問合せ先: 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

5 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

受験料、入学金、授業料などの入学、在学資金として借り入れできる。

一人あたり融資限度額: 350万円

返済期間: 18年以内(在学期間中は元金の返済を据え置き可)

金 利: 年2.65%(R7. 1. 6現在)

※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以内の方は2.25%

問合せ先: 日本政策金融公庫 (電話0570-008656)

・いずれの制度も詳細は各担当課所におたずねください。
 ・この資料に関するお問い合わせは
 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
 電話:0857-29-7145、FAX:0857-26-8176
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

鳥取県学生寮のお知らせ

公益財団法人鳥取県育英会では、東京都内に明倫館(男子)、清和寮(女子)の2寮を運営しており、東京及び近郊で学ぶ県出身の学生に、経済的な負担を軽減すると共に、健康で文化的な生活環境を提供しています。



明倫館(男子寮)

住所: 世田谷区成城1-18-11
最寄り駅: 小田急小田原線
成城学園前駅 徒歩7分
電話: (03)3415-8836
定員: 73名

月額寮費	月額食費	入寮費
28,000円	18,000円	1年間 67,200円

清和寮(女子寮)

住所: 豊島区目白4-34-6
最寄り駅: JR山手線 目白駅 徒歩12分
西武池袋線 椎名町駅 徒歩6分
電話: (03)5982-1658
定員: 74名



月額寮費	月額食費	入寮費
34,700円	17,000円	1年間 64,800円

※いずれの寮も朝夕食があります。(土曜、日曜、祝日、年末年始、お盆の期間を除く)

募集案内は、県内の高等学校等に配布するとともに、ホームページにも掲載しております。

ホームページ <http://www.tottori-ryo.or.jp/>

鳥取県育英会 学生寮

検索

○寮長からのご提案...

大学や専修学校のオープンカレッジなどで東京に来られたときは、ぜひ、学生寮にも立ち寄って、下見をしてください。寮の職員が寮内をご案内しますので、お気軽にお電話でご連絡ください。